

平成 24 年度厚生労働科学研究
「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
保健所長経験者アンケート調査票（案）

本調査は、過去の各時点における B 型肝炎ウイルスの感染経路等に関する医学的知見及び認識の変遷を把握することで、B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、検証結果を踏まえた再発防止策の検討を行うための資料とすることを目的としています。本調査は、個人の責任追及を意図するものではなく、したがって個人名の記入は任意とさせていただきます。また、結果の分析に当たっては個別の回答が特定されない形で分析を行います。

どうか本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、本調査では、昭和 23 年度から昭和 63 年度までの期間を対象として、この間を 6 つの時代に区分しています。この区分は、集団予防接種等の実施方法に関する国からの通知等の発出のタイミングを基におよそ 10 年を目安に定めたものです。

また、注射針と筒とで国からの通知等のタイミングが異なっていたことを踏まえ、本調査においても、針と筒を区別して予防接種に関する実施の状況をお伺いしています。

本調査において「B 型肝炎」とはウイルス発見前の血清肝炎を含むものとして回答して下さい。

I. はじめに先生ご自身のことについてお伺いいたします。

(1) 先生は、昭和 63（1988）年 3 月以前に保健所長として勤務した経験がありますか？

1. 昭和 63（1988）年 3 月以前に保健所長としての勤務経験がある

→具体的な在任期間：

①昭和（ ）年（ ）月～昭和（ ）年（ ）月

②昭和（ ）年（ ）月～昭和（ ）年（ ）月

③昭和（ ）年（ ）月～昭和（ ）年（ ）月

2. 昭和 63（1988）年 3 月以前に、保健所長としての勤務経験はないが保健所における勤務経験はある

→具体的な勤務期間：

①昭和（ ）年（ ）月～昭和（ ）年（ ）月

②昭和（ ）年（ ）月～昭和（ ）年（ ）月

③昭和（ ）年（ ）月～昭和（ ）年（ ）月

3. 昭和 63（1988）年 3 月以前に保健所における勤務経験はない

☞ **【3 を選択した方】** 調査はここで終わりです。このまま調査票を返送して下さい。

II. B 型肝炎の病態等に関する認識についてお伺いいたします。

(1) 先生が、B 型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）が重症になる疾病であること（肝硬変、肝がん等重篤な病態を招くこと）について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23（1948）年 4 月～昭和 29（1959）年 3 月

2. 昭和 29（1959）年 4 月～昭和 34（1959）年 3 月

3. 昭和 34（1959）年 4 月～昭和 44（1969）年 3 月

4. 昭和 44（1969）年 4 月～昭和 52（1977）年 3 月

5. 昭和 52（1977）年 4 月～昭和 63（1988）年 3 月

6. 昭和 63（1988）年 4 月以降

7. 覚えていない、分からない

①B型肝炎(ウイルス発見前の血清肝炎を含む)が重症になる疾病であることについて認識した情報源は何ですか?(複数回答可)

1. 医学教科書(医学専門書等含む)
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に()
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道(新聞、テレビ、ラジオ等)
11. その他→具体的に()
12. 覚えていない

(2)先生が、B型肝炎(ウイルス発見前の血清肝炎を含む)のキャリア化(感染していても症状がない一方で感染力がある状態。無症候性キャリア)について認識した時期はいつ頃ですか?

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月
2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月
6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

①B型肝炎(ウイルス発見前の血清肝炎を含む)のキャリア化について認識した情報源は何ですか?(複数回答可)

1. 医学教科書(医学専門書等含む)
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に()
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道(新聞、テレビ、ラジオ等)
11. その他→具体的に()
12. 覚えていない

(3) 先生が、B型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染性（微量のウイルスでも感染するほどの感染性）について認識した時期はいつ頃ですか？

- | | |
|--|--|
| 1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月 | 2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月 |
| 3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月 | 4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月 |
| 5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月 | 6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降 |
| 7. 覚えていない、分からない | |

①B型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染性について認識した情報源は何ですか？（複数回答可）

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 医学教科書（医学専門書等含む） |
| 2. 学術論文、雑誌等 |
| 3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等 |
| 4. その他文献→具体的に（ <input type="text"/> ） |
| 5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等 |
| 6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等 |
| 7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等 |
| 8. 地域の医師会等の会合 |
| 9. 周囲の医師等からの伝聞 |
| 10. 一般のマスコミ報道（新聞、テレビ、ラジオ等） |
| 11. その他→具体的に（ <input type="text"/> ） |
| 12. 覚えていない |

III. B型肝炎ウイルスの感染経路等に関する認識についてお伺いいたします。

※ここでは、集団予防接種等における注射器の連続使用によって B 型肝炎ウイルスが感染する可能性についての認識状況についてお伺いいたします。注射器のうち、注射針と注射筒では認識状況が異なるケースが想定されるため、両者を分けてお聞きしますので、設問にそって順に回答して下さい。

(1) 注射針について

①先生が、小児を対象とした集団予防接種等における注射針の連続使用によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性について認識した時期はいつ頃ですか？

- | | |
|--|--|
| 1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月 | 2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月 |
| 3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月 | 4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月 |
| 5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月 | 6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降 |
| 7. 覚えていない、分からない | |

②小児を対象とした集団予防接種等における注射針の連続使用によるB型肝炎ウイルス(ウイルス発見前の血清肝炎を含む)の感染可能性について認識した情報源は何ですか？(複数回答可)

1. 医学教科書 (医学専門書等含む)
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に ()
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道 (新聞、テレビ、ラジオ等)
11. その他→具体的に ()
12. 覚えていない

(2) 注射筒について

①先生が、小児を対象とした集団予防接種等における注射筒の連続使用によるB型肝炎ウイルス(ウイルス発見前の血清肝炎を含む)の感染可能性について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月
2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月
6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

②小児を対象とした集団予防接種等における注射筒の連続使用によるB型肝炎ウイルス(ウイルス発見前の血清肝炎を含む)の感染可能性について認識した情報源は何ですか？(複数回答可)

1. 医学教科書 (医学専門書等含む)
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に ()
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道 (新聞、テレビ、ラジオ等)
11. その他→具体的に ()
12. 覚えていない

IV. 集団予防接種等における注射針・注射筒の交換等に関する保健所としての指導状況についてお伺いいたします。

※予防接種法第3条によれば、市町村長は、保健所長（特別区及び保健所設置市にあっては都道府県知事）の指示を受け、予防接種を行うこととされています。

【昭和 63（1988）年 3 月以前に都道府県が設置する保健所（東京都の特別区の区域にある保健所を除く）の保健所長として勤務していた方】

→保健所長在任期間における集団予防接種等に関する市町村への指導実態をお答えください。

【昭和 63（1988）年 3 月以前に都道府県が設置する保健所（東京都の特別区の区域にある保健所を除く）の保健所長として勤務したことがない方】

→保健所職員として勤務していた期間において、勤務先の保健所が指導を行っていたかどうか、わかる範囲でお答えください。

(1) 注射針の交換・消毒について

先生の勤務していた保健所では、昭和 63（1988）年 3 月以前に、小児を対象とした集団予防接種等の実施にあたって注射針の交換等を行うよう市町村に指導をしたことがありましたか？

指導していた場合は、指導していた時期全てをお選び下さい（予防接種法の対象疾病によって状況が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけてください）。

さらに、指導するようになったきっかけ、または指導していなかった理由を具体的に記入して下さい。

<p>被接種者ごとの注射針の交換 (ディスプレイザブル製品の使用)</p>	<p>1. 指導した <input type="checkbox"/></p> <p>2. 指導していない <input type="checkbox"/></p> <p>3. 覚えていない、わからない <input type="checkbox"/></p> <p>【1. 指導していたまたは2. 指導していないを選択した場合】そのきっかけ/理由：</p>	<p>▶ 指導していた時期【複数回答】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>
<p>被接種者ごとの注射針の交換・加熱消毒 (乾熱、蒸気、煮沸滅菌)</p>	<p>1. 指導した <input type="checkbox"/></p> <p>2. 指導していない <input type="checkbox"/></p> <p>3. 覚えていない、わからない <input type="checkbox"/></p> <p>【1. 指導していたまたは2. 指導していないを選択した場合】そのきっかけ/理由：</p>	<p>▶ 指導していた時期【複数回答】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>
<p>被接種者ごとの注射針のアルコール綿を用いた消毒</p>	<p>1. 指導した <input type="checkbox"/></p> <p>2. 指導していない <input type="checkbox"/></p> <p>3. 覚えていない、わからない <input type="checkbox"/></p> <p>【1. 指導していたまたは2. 指導していないを選択した場合】そのきっかけ/理由：</p>	<p>▶ 指導していた時期【複数回答】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>

(2) 注射筒の交換・消毒について

先生の勤務していた保健所では、昭和 63（1988）年 3 月以前に、小児を対象とした集団予防接種等の実施にあたって注射筒の交換等を行うよう市町村に指導していましたか？

指導していた場合は、指導していた時期全てをお選び下さい（予防接種法の対象疾病によって状況が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけてください）。

さらに、指導するようになったきっかけ、または指導していなかった理由を具体的に記入して下さい。

<p>被接種者ごとの注射筒の交換 (ディスプレイ製品の使用)</p>	<p>1. 指導した <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>2. 指導していない</p> <p>3. 覚えていない、わからない</p> <p>【1. 指導していたまたは2. 指導していないを選択した場合】 そのきっかけ/理由：</p>	<p>▶ 指導していた時期【複数回答】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>
<p>被接種者ごとの注射筒の交換・加熱消毒 (乾熱、蒸気、煮沸滅菌)</p>	<p>1. 指導した <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>2. 指導していない</p> <p>3. 覚えていない、わからない</p> <p>【1. 指導していたまたは2. 指導していないを選択した場合】 そのきっかけ/理由：</p>	<p>▶ 指導していた時期【複数回答】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>
<p>被接種者ごとの注射筒のアルコール綿を用いた消毒</p>	<p>1. 指導した <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>2. 指導していない</p> <p>3. 覚えていない、わからない</p> <p>【1. 指導していたまたは2. 指導していないを選択した場合】 そのきっかけ/理由：</p>	<p>▶ 指導していた時期【複数回答】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>

V. 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルスの感染の症例の把握についてお伺いいたします。

(1) 先生が、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）感染の症例報告を把握した時期はいつ頃ですか？

- | | |
|--|--|
| 1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月 | 2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月 |
| 3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月 | 4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月 |
| 5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月 | 6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降 |
| 7. 覚えていない、分からない | |

①集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）感染の症例報告を把握した情報源は何ですか？（複数回答可）

- | |
|---|
| 1. 医学教科書（医学専門書等含む） |
| 2. 学術論文、雑誌等 |
| 3. 学会からの情報提供（ガイドライン、通知、注意喚起等） |
| 4. その他文献→具体的に（ ） |
| 5. 国からの情報提供 |
| 6. 都道府県からの情報提供 |
| 7. 市町村からの報告、情報提供 |
| 8. 地域の医師会からの情報提供 |
| 9. 周囲の医師等からの伝聞、情報提供 |
| 10. 一般のマスコミ報道（新聞、テレビ、ラジオ等） |
| 11. その他→具体的に（ ） |
| 12. 覚えていない |

(2) 先生は、昭和 63 (1988) 年 3 月以前に、保健所管内において、集団予防接種等によってB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）への感染可能性が疑われる具体的な事例（論文等での報告ではなく、ご自身が実際にかかわった事例）を把握したことはありますか？

- | |
|--|
| 1. 把握していた
→事例の概要（時期、地域、規模等）と関係者の対応についてできるだけ具体的に教えてください： |
|--|

- | |
|-----------------|
| 2. 把握していなかった |
| 3. 覚えていない、分からない |

その他、本調査に関連してお気づきの点等がございましたらご自由にお書きください。

(特に、予防接種の手技等に関して、実態の把握や、国・都道府県への報告・問い合わせ・意見等をおこなったご経験がありましたら具体的にご記入ください。)

--

また、本調査に関連して詳しいお話をお聞かせいただける方はご連絡先をご記入ください
(任意)。

お名前		電話番号	
ご住所			

■■■調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました■■■

平成 24 年 x 月
集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班
日本公衆衛生協会会長 多田羅浩三

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる B 型肝炎訴訟において、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国の間で「基本合意書」が締結されました（別紙 1 参照）。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」が開催されています。本研究班はこの検討会での検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関として設置されたものです（別紙 2 参照）。

この度、本研究班では、B 型肝炎ウイルス感染被害の真相を究明し再発防止策を検討するための調査の一環として、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施することとなりました。本調査は予防接種法第 3 条で「市町村長は、保健所長（特別区及び保健所設置市にあっては都道府県知事）の指示を受け、予防接種を行うこと」とされていることを踏まえて、保健所長の職にあった方を対象として実施するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、本調査の社会的意義をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は平成 24 年 x 月 x 日（x）までに同封の返信用封筒を用いてご返送いただければ幸いです。

なお、本調査は、全国保健所長会のご協力の下、名誉会員として名簿に登録されている方を対象にお送りさせていただいております。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答が公表されることはありません。また、この回答を本調査の目的以外に使用することはありません。

また、本調査については、研究班より、(株)三菱総合研究所に事務を委託して実施いたします。本調査の実施に関してご不明な点などございましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証調査」問合せ先
(株)三菱総合研究所 人間・生活研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL : 03-xxxx-xxxx (平日 10 時 00 分～17 時 00 分)

※ 本件お問い合わせにより頂きましたご氏名等の情報につきましては、当該業務終了後、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

◆ 弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧下さい。

B型肝炎訴訟の経緯について

別紙1

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円（慰謝料500万円＋弁護士費用50万円）を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日（札幌地裁）に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日（札幌地裁）に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方（所見）が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」
施行。

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

委員名簿

◎ 多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長 ※
岩田 太	上智大学法学部教授
及川 馨	日本小児科医会常任理事（予防接種委員会担当）
岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長 ※
佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
澁谷いづみ	愛知県豊川保健所長 ※
田中 榮司	信州大学医学部内科学第2講座教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
手塚 洋輔	京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師
新美 育文	明治大学法学部専任教授 ※
梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
渡部 幹夫	順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎：研究代表者

※：「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」構成員
五十音順・敬称略

本調査における時代区分の設定について

- 本調査では、予防接種に関連した国からの通知等の発出された時期を踏まえ、概ね10年ごとに時期を区切り、各時期の状況を把握することとしています。
国からの通知等が発出された時期については、以下表のとおりです。

時期	国からの通知等
昭和23年 7月	予防接種法（昭和23年法律第68号）施行
昭和23年 11月	厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ シフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。
昭和24年 10月	厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。
昭和25年 2月	厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。
昭和26年 4月	結核予防法（昭和26年法律第96号）施行
昭和28年 5月	厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。
昭和33年 9月	予防接種実施規則（昭和33年9月厚生省令第27号） ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。
昭和34年 1月	「予防接種の実施方法について」（昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知） ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。
昭和51年 9月	「予防接種の実施について」（昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知） ：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具はディスポーザブルのものを使用して差し支えないと指導。
昭和63年 1月	「予防接種等の接種器具の取扱いについて」（昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知） ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。

平成 24 年〇月〇日

全国保健所長会 名誉会員各位

厚生労働省健康局

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B 型肝炎訴訟については、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に、全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、B 型肝炎に関する医学的知見に対する過去の認識を把握するため、保健所長経験者を対象としたアンケート調査を実施します。この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものです。

貴職におかれましては、この調査の趣旨についてご理解をいただき、調査実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B 型肝炎訴訟対策室）